

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会
入会金及び会費規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、入会金、会費及び賛助会費を定める。

(定義)

第2条 この規程において、会員とは定款第6条に掲げるものをいう。

(入会金)

第3条 正会員の入会金は、30,000円とし、入会時に支払うものとする。

2 個人会員及び賛助会員（個人又は団体）は、入会金の納入を要しない。

(会費及び賛助会費)

第4条 正会員及び個人会員の会費及び賛助会員の賛助会費の額は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 正会員 | 50,000円/年 |
| (2) 個人会員（フードスペシャリスト資格取得者） | 2,500円/年 |
| (3) 賛助会員（個人） | 2,500円/年 |
| (4) 賛助会員（団体） | 一口20,000円以上/年 |

2 個人会員（フードスペシャリスト資格取得者）は、前項の会費の支払いに代えて、30,000円を一括払いすることにより、以後の会費の支払いを免除する。

(会費等の使途)

第5条 前2条の入会金、会費及び賛助会費は、その6割以内を管理費用のために、残余は公益目的事業のために充当するものとする。

(臨時会費)

第6条 臨時に資金を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(会費の納入)

第7条 会費及び賛助会費は、毎年6月末日までに納入しなければならない。

ただし、新規の正会員の会費は、入会時に入会金と併せ納入するものとする。

また、一括払いを除く個人会員からの会費納入を円滑に行うため、協会が発行する会報の回送があった場合には、毎年4月末までに、会員資格の継続の有無を確認するものとする。

(抛出金品の不返還)

第8条 会員が既に納入した入会金、会費、賛助会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。

附則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。平成28年5月16日の改正後の規則は、改正の日から施行する。